

平成28年 8 月 8 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

定期監査（前期）の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査（前期）を行ったので、地方自治法 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

2 監査対象所属

財務部（財政課、税務課、納税課）

総務部（総務課、人事課、情報政策課、契約検査課）

市民部（環境生活課、危機管理課、市民課、廃棄物対策課、湊市民センター、大戸市民センター、北市民センター、南市民センター、一箕市民センター、東市民センター）

建設部（都市計画課、花と緑の課、区画整理課、下水道課、道路建設課、道路維持課、建築課）

3 監査対象期間

平成27年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 各部行政運営方針書で主要事業として位置づけた事業
- (2) 契約額が 5,000 千円以上の随意契約による委託事業
- (3) 平成27年度当初予算に補正で追加した事業
- (4) 各部行政運営方針書で主要事業として位置づけた事業に関する工事
- (5) 各種団体の現金管理事務

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査の着眼点」の「第1財務事務監査の着眼点」、「第2経営に係る事務事業監査の着眼点」及び「第3工事監査等の着眼点」等に基づき、事務の正確性、合規性の検証、経営に係る管理の経済性及び効率性並びに有効性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定したうえで、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

また、各種団体における現金管理の状況について、抽出で現地調査を実施した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 平成28年5月25日から平成28年7月8日まで

(2) 現地調査

ア 実施場所 情報政策課、危機管理課、道路建設課

イ 実施日 平成28年6月27日

(3) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 平成28年7月11日、12日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、一部の事務事業については、下記のとおり改善等の必要を認める事項がありましたが、それ以外の事務事業についてはおおむね適正な事務処理がなされていきました。なお、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促しました。

(1) 指摘事項

下記のとおり指摘事項が認められたので、必要な是正措置を講じられたい

○溢水対策事業市道門3-104号線水路整備工事に係る交通誘導員の増額変更について（道路維持課）

- ・交通誘導員の増額変更に係る手続が不透明なもの

「事実」

当該工事の当初設計においては交通誘導員を5日×2人で10人を計上していたが、地区との協議による施工方法の変更、通学路等の条件が重なり、当初設計による交通誘導員配置人数と工事施工に伴う実際の配置人数との乖離が生じたことから、受注者から口頭協議を受け、福島県土木部土木工事標準積算基準

を参考に21日×2人で42人を計上し、増額したものである。

「是正の意見」

今回の交通誘導員の増額変更は、受注者の口頭による協議に対し、発注者の口頭による回答を基に変更設計書に計上されたものであり、その内容についての「協議書」の存在は無く、また、変更契約伺いに添付される「変更理由書」にも記載がないことから、第三者がその妥当性を検証しえないものである。

公金による公共工事においては納税者の視点に立った客観性・妥当性をもった契約が必要であり、履行であることが求められるものであることから、発注者と受注者との双方において積算根拠の適正化と「協議書」又は「理由書」等により、協議内容又は変更内容について明文化し、公共工事の適正な執行に努められたい。

※ 溢水対策事業 市道門3-104号線水路整備工事

工事費 6,438,960 円

(2) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

○仮換地に伴う物件移転補償の工事の確認について（区画整理課）

仮換地に伴う物件移転補償については、複数の物件について、撤去費、廃材処分費、再構築費を算定した場合であっても、区画整理事業を施行するにあたって直接支障となる物件が撤去された時点で、その他の物件が仮換地内にあれば、その権利者の意思によっては現状維持のまま、一連の物件移転補償事務が終

結することとなる。

区画整理事業は事業期間が長く、権利者に変更が生じる場合が考えられるため、権利者の意思により補償の対象となった工作物について未施工の場合は、工事完了届及び工事完了確認書において、権利者の判断により未施工である旨を明記するとともに、後日の紛争予防のための本人確認の必要性についても検討されたい。

また、別の物件移転補償については、交渉結果に基づき、雨水の表面排水方向を変更するため既存のアスファルト撤去とそれに代わるアスファルト舗装新設等が積算されている。一方、実際は補償工事の一部である側溝工事の敷設のみをもって、一連の物件移転補償の事務手続を終結している。物件移転補償の一部について未施工であることは、前者の事案と後者の事案は同じであるが、前者の事案は公平・公正な補償とするため、相手の要求の有無にかかわらず、物件移転補償基準に基づき一様に対応するものであるが、後者については相手側の要求に基づく補償であり、同一の対応とすることに疑義が残るところであり、今後類似の事案については補償工事の積算を含め対応について改善を図られたい。

○6 大街区6－9号線外道路築造及び宅地造成工事における土量計算について（区画整理課）

当該工事に伴う設計図書作成において、宅地造成に伴う表土掘削及び宅地盛土の土量計算書に一部ではあるが、現場の状況を正確に反映したとは言い難い積算が見られた。

工事に伴う設計図書の作成にあたっては、事前の現場状況の把握とそれに合致する計画・設計が伴うものであり、設計図書の第一段階の作成にあっては勿論、その後において、施工範囲の確認や検算・審査により最終的に設計図書が完成するものである。

今後の設計図書の作成業務にあたっては、検算機能と審査機能についても的確に発揮されるよう改善を図りたい。

※ 6 大街区 6 - 9 号線外道路築造及び宅地造成工事

工事費 27,032,400 円

(3) 意見

下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行にあたって留意されたい。

○総務費寄附金の歳入科目について（総務課）

総務費寄附金については、寄附目的が明示されているものについては、寄附目的に沿った事業への予算計上を行うため、一時的に歳入歳出外現金に保管し、翌年度に予算計上という形をとっている。

この形は、返礼品を伴う寄附の場合、返礼品の歳出年度と寄附金の歳入年度が異なることとなり、また、歳入歳出外現金は、市の所有に属しないものを整理する科目であるという原則からすれば、年度をまたぐ処理は最適な手法か疑問が残るところである。今後、寄附目的に沿った事業への活用を基本としながらも、より適切な対応方法を検討すべきものとする。

○防犯灯設置等事業について（危機管理課）

防犯灯設置等事業のうち防犯灯電気料補助金については、9割以上の町内会等が当該補助金を活用し、全部で11,000灯以上の防犯灯を維持しているところであり、地域の防犯や通行の安全を確保し、安心安全のまちづくりを推進するうえで、大変重要な役割を果たしている。

一方、当該補助金の額は灯数が基準となっているものの、町内会等で管理している灯数の確認が複雑なケースもあり、また、1灯の年間あたりの電気料によっては灯数の把握だけでは不十分なケースもある。

このように、補助申請をする側においても、また、当該内容の確認を要する交付側においても、広範囲かつ継続反復的な活用実態に照らして、必要以上の労力を要する制度となっている。

従って、公共性が高く、また、大半の町内会等で毎年利用されている制度であることを十分に踏まえながら、申請側・交付側の双方にとって、より効率的で簡便な制度をめざし、他市の事例研究も含め、改善に努めるべきものとする。

○市建築物耐震化促進事業補助金交付要綱と納税証明書の添付について（都市計画課）

補助金は市民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われていることから、補助金交付要綱において、補助対象建築物の所有者等が市税を滞納していないものとした条件を付し、併せてそれを確認するため、補助事業の事前協議の段階で所有者等の納税証明書を添付することを規定していることは評価できる。

ただ、その運用にあたっては、確認すべき納税期間が定めら

れておらず、事前協議時と納期との関係や前年度以前分の確認有無など取扱いが様々である。また、納税状況の確認を適切に図ることはもとより、納税証明書の添付によることなく、事前協議時に市が納税の確認をすることの同意書等を設けるのもひとつの手法と考えられる。今後は納税の確認期間や手法を含めて、公平性の確保や市民の利便性向上の観点から、要綱の見直しや運用について検討すべきものとする。

○会津総合運動公園陸上競技場周辺修景・管理施設整備工事に伴うフェンス設置工構造計算書について（花と緑の課）

当該工事のフェンス設置工（目隠しフェンス）の設計図面並びに承諾行為として受注者から提出のあった構造計算書において「昭和57年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力に依る。」とあるが、現在は平成12年6月1日改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力に依ることとなっている。

当該工事においては、平成12年6月1日改正の風圧力により、再度、構造計算を行ったところ、安全を満たしていることを確認したものであるが、構造物の安定計算や構造計算は随時見直しを伴うことから、今後の設計積算にあたってはそうした点にも十分注意すべきものとする。